

廃炉発官 R 7 第 5 8 号
令和 7 年 7 月 1 6 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書の
一部補正について

令和 7 年 3 月 3 日付け廃炉発官 R 6 第 2 0 9 号をもって申請しました福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書を別紙の通り一部補正をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

補正箇所、補正理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

格納容器内の不活性雰囲気の維持機能に関する運転上の制限の見直しについて、審査の進捗を踏まえ、下記の通り補正を行う。

併せて、原規規発第2506092号にて認可された実施計画の反映を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編 （1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第4章 運転管理

第25条

- ・現状を踏まえた運転上の制限の見直しに伴う変更

第29条

- ・原規規発第2506092号にて認可された実施計画の反映

附則

- ・原規規発第2506092号にて認可された実施計画の反映

以 上

別添

第 1 編

(1 号炉， 2 号炉， 3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)

(格納容器内水素濃度)

第 2 5 条

格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、格納容器内水素濃度は表 2 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は 1 号炉、2 号炉及び 3 号炉のみ適用される。

2. 格納容器内水素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 安全・リスク管理 GM は、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表 2 5 - 1 に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気のインリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知する。
- (2) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日 1 回確認する^{※1}。

※1：原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。

- ①当直長は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。
- ②当直長は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。
- ③安全・リスク管理 GM は、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。
- ④当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表 2 5 - 1 の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。
- ⑤当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。

3. 当直長は、格納容器内水素濃度が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 2 5 - 2 の措置を講じる。

表 2 5 - 1

項 目	運転上の制限
格納容器内水素濃度	2. 5 % 以下

表 2 5 - 2

条件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに

(所内電源系統)

第 29 条

所内電源系統は、表 29-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合
は運転上の制限を満足していないとはみなさない。

- (1) 送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合。
- (2) 第 18 条及び第 27 条で要求される設備においては、各条の第 1 項に定める事項の
実施により運転上の制限を満足している場合及び免震重要棟においては、免震重要
棟ガスタービン発電機自動起動までの一時的な停止の場合。

2. 所内電源系統が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号
を実施する。

- (1) 当直長は、第 18 条及び第 27 条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要
な交流高圧電源母線が受電されていることを 1 週間に 1 回確認する。

3. 当直長は、所内電源系統が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した
場合、表 29-2 の措置を講じる。

表 29-1

項 目	運転上の制限
所内電源系統	第 18 条及び第 27 条で要求される設備並びに免震重要棟 の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること

表 29-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足 していないと判断し た場合	A 1. 要求される所内電源系統を動作可能な状 態に復旧する措置を開始する。	速やかに

附 則

附則（ ）

（施行期日）

第 1 条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

附則（令和 7 年 3 月 28 日 原規規発第 2503282 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 12 月 18 日 原規規発第 24121811 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条及び第 42 条の 2 については、放射性物質分析・研究施設第 2 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 5 月 21 日 原規規発第 2405211 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 4 条及び第 5 条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 4 月 22 日 原規規発第 2404223 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 5 年 3 月 7 日 原規規発第 2303075 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条の2の表42の2-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和4年4月22日 原規規発第2204221号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条の表42-1及び表42-2における2号炉原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備から放出される気体廃棄物の管理については、2号炉原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 第60条及び第61条については、2号炉燃料取り出し用構台におけるエリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和２年８月３日 原規規発第 2008037 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟，添付 2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和２年５月２７日 原規規発第 2005271 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条，第 40 条及び第 42 条の 2 については，大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。
3. 添付 1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（平成 28 年 12 月 27 日 原規規発第 1612276 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 40 条の 2 における水位の監視については，水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。

附則（平成 25 年 8 月 14 日 原規福発第 1308142 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 17 条第 3 項及び第 4 項の 1 号炉復水貯蔵タンク水については，運用開始時点から適用する。

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」 の変更認可の申請
に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

<申請書>

申請件名	実施計画Ⅲ第1編第25条の見直し
申請概要	運転上の制限（以下、LC0）は実態に合わせた安全管理のため、プラントの状況に応じて適宜見直しを実施している。 第1編第25条は、水の放射線分解で発生する水素の拡散を目的に必要な窒素封入量が確保されていること、水素濃度を監視することを定めており、窒素封入が停止すると LC0 逸脱となる場合がある。一方、現状、水の放射線分解で発生する水素の量は小さく、窒素封入を停止しても直ちに安全上の問題とならないことから、これを考慮し、LC0 逸脱となる基準・条件の見直しを実施する。 なお、これらの変更は、施設・設備の管理基準を見直すものであり、敷地境界線量への影響はない。

上記の申請に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果を以下に示す。

<核セキュリティ及び保障措置への影響の有無>

確認項目		影響の有無	備考
核セキュリティへの影響	① 防護対象の追加等による影響の有無	無	補正内容について防護対象の追加等はないため、影響無し。
	② 侵入防止対策に係る性能への影響の有無	無	補正内容について防護設備及び監視体制に変更を及ぼすものではないため、影響無し。

保障措置への影響	① 設計情報質問表 (DIQ:Design Information Questionnaire) への影響の有無	無	変更手続きが必要な事項に該当しないため、影響無し。
	② 査察機器の移設又は新規設置の有無	無	既存の査察機器との干渉がないため、影響無し。
	③ サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構造物の新設の有無	無	既報告の内容に変更がないため、影響無し。
	④ 既存の査察実施方針への影響の有無	無	既存の IAEA 査察内容（施策）での対応可能。